

特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた住民説明会

- 1 日 時 令和4年5月20日（金）10：00～12：00
- 2 場 所 福島県農業総合センター 1階多目的ホール（郡山市）
- 3 出席者（町側） 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、館下教育長、橋本秘書広報課長、高橋健康福祉課長、中里戸籍税務課長、横山復興推進課長、中野住民生活課長、相楽農業振興課長、藤本建設課長、佐藤建設課支援員
出席者（国・県側） 辻本原子力災害現地対策本部副本部長、黒田原子力災害現地対策本部総括・広報班長、佐藤内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官、中井復興庁原子力災害復興班参事官、須賀福島地方環境事務所環境再生課課長、狩野資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室室長補佐、樫野資源エネルギー庁原子力損害対応室企画調整官、新妻福島県避難地域復興課課長、志鎌福島地方環境事務所廃棄物対策課対策官、栗栖福島地方環境事務所管理課課長
- 4 町民出席者 23人

5 町長あいさつ（伊澤町長）

皆さんお早うございます。長期にわたる避難生活大変お疲れ様です。本日は特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた住民説明会の案内をいたしましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。さて、双葉町は、平成29年に国から認定を受けました、特定復興再生拠点区域復興再生計画により、概ね5年を目途に、同区域の避難指示を解除し、居住を可能とするため、放射線量の低減化や生活環境の整備、復旧などに取り組んでまいりました。去る4月8日に双葉町放射線量等検証委員会から特定復興再生拠点区域の放射線量の低減状況について最終報告書の提出があり、同区域内の避難指示解除にあたっては放射線量は十分に低減している。そして、住民の避難指示解除に伴う放射線被曝のリスクは、これまでの予備的な実績評価を踏まえると十分低いと考えられると示されました。また、日常生活に必要なインフラや生活関連サービスも概ね整備復旧が進んでおります。こうしたことから町としましては、特定復興再生拠点区域の避難指示解除要件の2つが概ね達成されたものと考えております。つきましては、本日の住民説明会では、住民生活課長より、町民の皆さんに町の復旧・復興状況をご説明させていただき、その後皆様から、特定復興再生拠点区域の避難指示解除についてご質問やご意見を伺い、意見交換をしてまいりたいと思いますので、どうぞ、宜しくお願い致します。

6 国からのあいさつ（原子力災害現地対策本部 辻本副本部長）

現地対策本部の辻本でございます。本日はこのような機会を頂きまして誠にありがとうございます。まず冒頭、11年を経過してもなお避難指示が継続し、避難生活を余儀なくされていること、双葉町民の皆さまに多大なるご迷惑をお掛けしていること、改めてお詫び申し上げます。こうした状況ではございますけれども、先ほど町長からお話しがありましたとおり、特定復興再生拠点、復興拠点の避難指示解除を眼前に迫る、こういう状況になっております。これまでの準備宿泊等いろんな形で準備を進めて、進んできたと思っておりますけれども、実際に避難生活からお戻りになるにあたって、住民の方々の色々なご不安、ご心配、ご質問、ご意見多くあろうかと思っております。本日、復興庁、環境省、内閣府、加えて福島県の担当がこちらの方になりますけれども参加をしております。住民の皆さまからのご意見をいただきながら、一歩でも二歩でも早く双葉町が復興に追いつけるように、誠心誠意我々も対応していきたいと思っております。本日は何卒よろしくお願い致します。

7 説明（双葉町 中野住民生活課長／内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官） ○双葉町の復興・再生に向けた取組について（特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて）

8 質疑応答

■（町民：男性 下条行政区）

先ほど、拠点内について、強制的に再生拠点区域と、避難指示解除区域ですけども、まず前に問い合わせしてるけども、再生拠点があって、前の総理大臣さん、菅総理大臣がその時に言ってるんですけども、それについて町は何の答えも出していません。避難指示解除にあたって、とりあえずちょっと質問したいと思っておりますけども、私は解除にあたっての悩みがいっぱいある。それをちょっと解決したいと思って、ちょっとお聞きします。この復興拠点の、前の総理大臣にも言ってるんですけども、これ町に何回問い合わせしても、どれに対しても回答ありません。だから、それを色々検証しても、再生拠点といって町はやってますけども、これも菅総理大臣は提出してなかったと。復興に関してはわかりませんと言ってるんですね、これに関して答えはありません。それとね、原発事故をおこした時に、町では最も深刻な事故を起こしたということで、復興をするときにいってますね。日本一、最初の会議で日本一安全かどうか。発電所は収束したか、してない。それについて、あとは前に町でもその答えを配布してありますね。（…）見てください（冊子をもちながら）。中身は全部色々町の方に言ってますけども、全部これ解決していません。（…）書類も一番安全な原子力発電所という事があるけども、それも全然解決していません。それでそういう危険な場所にこれから、双葉町に戻そうということは、これはどう考えても言語道断だと思います。ちゃんと事故のね、現に解決もしないまま、双葉町に戻すのか、住民をね。これ危険ですよ。検証もしないんですから事故の。だからこういう集會も結局、

今までなかったことにしてんの。町は政府に言って、全部政府に言ってますけども、我々住民は蚊帳の外ですよ。いくら何言ったって駄目。あとで見せますが、最近の新聞の報道だと、(…)中性子を測定する、測定する時に中性子線が飛んだ場合にどうなるのか、それについては各行政地区に線量を測る測定器を設置してますね。そういうふうな危険があるのに双葉町に戻そうっていうのは、これは町としてはやっぱり間違ってますよ。懇談会の方でも $4600 \mu\text{Sv/h}$ 、双葉町の事故、爆発する前に、我々避難指示出てるんですよ。そのあと爆発したらそれ以上に、双葉町には放射性物質が落ちてます。それでいろんな物質が落ちてるからそれを報告してくださいと言っても、一切何も言ってません。報告も受けてません。あと、ちょっと前から言ってますけども(配布されている冊子、本をもちながら)・・ありますけども、その中に教育長と副町長宛てに、双葉町住民は配布という事で後日送ってます。教育長も知ってますね、平岩副町長もご存じ。私言ってますよ。私送って言ってます。二回も三回も文章送ってますよ。こういう危険があるのに、双葉町住民を帰すということはこれ危険です。それで私郡山にお世話になってますけども、郡山地区で今言ったように宣言解除しないまま双葉町に帰るという事は心配してます。解除しないのを。解除しないのはこの本をなかったことにしている。この資料ね。先に言われてますよ。ここ、配布先が。なかったことにしないと双葉町に戻せない。この本を読むと、双葉町の一番端の地域の浪江の方…、これはご注意ください。だめですよ、こんなことで解除するなんて。あとは他の方質問してください。

(伊澤町長)

はい、ありがとうございます。数多くのご質問というかご意見をいただきました。ただ大変申し訳ありませんけども、聞き取りづらくて何を仰っていたか、私理解できなかったんですが、なんとなくこういうふうな話をしてたんだろうということに関して、ある程度お答えさせて頂きたいと思います。まず今回の特定復興再生拠点区域、いわゆる 555ha の中の放射線量がお話しですと、まだまだ線量的に十分でないので、そこに戻すことは、無理があるんじゃないかというふうなご意見かなというふうに伺っております。ただ先ほど内、第三者機関になります、双葉町放射線量等検証委員会、これはあくまでも第三者の立場で有識者の先生方に、6回現地視察も含めて、現地調査も含めて色々な線量測定、また色々な双葉町の線量のデータをお示ししまして、判断を頂いたというところであります。先ほど、住民生活課長からお示しましたように、現在の放射線量に関しましては、概ね全体の中で76%低減している。で、555ha の中の放射線量の平均値ですね、避難指示解除の目途というのは 20mSv/y で空間線量率にしますと $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 、今回測定をした特定復興再生拠点区域内の空間線量率の平均値というのが $0.44 \mu\text{Sv/h}$ です。さらにもう少し言わせていただきますと、駅の西側に住民の皆様に戻ってきていただいて住んでいただく場所、災害公営住宅と再生賃貸住宅、今第一期工事をしておりますが、その第一期工期分のエリア、この線量の平均値は $0.22 \mu\text{Sv/h}$ になってます。この目標値というのはあくまでも将来

的にそれをクリアするために取り組んでいかなければなりません、1 mSv/y の空間線量率ってというのは $0.23 \mu\text{Sv/h}$ だというふうに思っております。そういったことからすると、双葉町の駅西の住宅地を今整備しているエリアってというのは $0.22 \mu\text{Sv/h}$ ですので、その部分に関してはクリアしていると。ただ全体の 555ha の全域が全てその数値になってるかという、そうではないということで、先ほどいただいた説明の中で申し上げますが、ホットスポットがある可能性もあると、概ね除染に関してはこの $3.8 \mu\text{Sv/h}$ よりかなり低減化はされておりますが、まだまだ高い所があるというふうなことも十分我々自覚をしまして、そういった部分にはいち早いフォローアップ除染、そういうふうな取り組みをし、そういうふうな考えでおりますし、また線量高い所に無理に戻すのか？と。これ何度も皆さんにお話をさせておりますが、戻すのではなくて、この我々が情報を開示したものの、この放射線量の低減状況、そして皆さんが戻ってくるにあたって生活環境の整備、さらには住民の理解ということの 3 点が避難指示解除の要件であります、そういった部分で納得のいく方、こういう状況で私は戻りたい、戻ってもいいですよという方に戻って頂きたい。決して戻させるとか戻れとかそういう事ではございません。一人一人の皆さんがこの現状で納得をして戻っていただくと、そういうふうなことでありますので、決して皆さんに無理強いをする考えは一切ありません。そういった状況の中で戻った人たちがしっかりと健康管理、いわゆるリスクコミュニケーションも含めて、そういう対応を戻ってからできるように長崎大学と協定締結をしまして、リスクコミュニケーションの専門の先生が週一度週一日ですけども町のコミュニティーセンターの方に常勤していただく、そういうふうな取り組み、さらにはいろいろな戻ってからのご不便もあるだろうという事を想定しております、その時その時の対応を柔軟にしていく、そういうふうな考えで町としては取り組んでいきたいと、そういうふうな考えております。決してこの線量で皆さん戻りなさいということを言っているわけではありません。この線量で、今避難指示解除要件の三つの要件は皆さんとの、住民の皆さんとの意見交換、質問をお聞きしまして、理解が深まっていくということが前提条件であります。最初の挨拶でいわゆる放射線量の低減と生活環境のインフラ、この二つについては概ねクリアしたのではないかという町の判断を先ほど内から説明をさせていただいておりますので今一度よろしくお願い致します。

(町民：男性 下条行政区)

今言った話だと、今事故の収束したかって事をお聞きしたんですけど、これしてますか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

11 年間避難生活をされてる中でいろんなご不安がある、そのうえでのご発言だと思えます。重く受け止めております。ご指摘の事故の収束に関しましては、いまだ避難指示を継続させていただいている地域がございます。先ほど町長からもお話ありましたけども、避難指示を解除するという事は、住民の方々の安全に関して、しっかり万全の確認を取っ

たうえで、お戻りになっても問題はないというのを確認したうえで、避難指示解除をさせていただいているというところがございます。従いまして、今まさに双葉町は今回初めて住民の方のご帰還という形での避難指示解除というのが進んでおりますけども、これまで避難指示解除準備区域等々含めて避難指示解除をさせていただく際には、今と全く同じ条件の放射線量を基準に避難指示解除をさせていただいております。その点を含めたご理解、状況としては過去と同様な形で避難指示解除を進めてきているというふうにご理解いただければと思います。

(町民：男性 下条行政区)

平岩副町長、どうですか。副町長に聞きます。東電の中に住みますか？

(平岩副町長)

副町長、平岩です。宜しく申し上げます。福島第一原子力発電所の廃棄物については、国の方で進めた中長期ロードマップに基づいて廃棄作業が進められてるというふうに認識しております。よろしく申し上げます。

■ (町民：男性 上羽鳥行政区)

私も避難指示解除に反対するものではありませんが、今上羽鳥地区において、除染の農地の保全管理をしているところです。それで少し感じた事もあったものですから質問させていただきます。まず、私の方の保全管理組合を立ち上げるにあたって、町からの説明は避難指示解除は2023年の春頃っていう話でした。それで保全管理期間は6年間あるのである程度保持しても大丈夫じゃないですかという趣旨の説明でした。ところが実際開けてみると、うちの上羽鳥地区は保全管理するときは24haぐらいあるという説明だった。ところが実際にやってみて、なんか面積が少ないなあと14haぐらいしかない。そういう事でもう収支が全然合わなくて、令和2年度はマイナスでした。それで令和3年度、赤字ではちょっとダメだろうということで企業努力をしまして、なんとか改善したいという事でやりましたけども、それでも時給にして600円くらいにしかならない、コンビニのアルバイトよりもかなり低い金額です。そういう状況で今保全管理をやっています。それで昨年末ちょうど担当者に工面して要望書を出したんですけども、その中で避難指示解除について6月にした場合は、保全管理期間は令和2年から令和5年の3年間ですよっていう。それから役場が業務再開する8月下旬頃にすると、保全管理機関は令和4年から令和7年の4年間になります。1年2か月の違いで保全管理期間1年延長になります。延長になればそれだけの各地区、組合の経営が安定するわけなんです。そういうことで役場の業務再開に合わせて、8月下旬以降に避難指示解除をしてほしいということで町にお願いをしていたわけなんですけども、なんか今日の資料を見ると6月頃になってるわけなんですけども、そういう事で何とか役場の業務開始に合わせて8月下旬以降の避難指示解除にさせていただければ

なという事でお話してまいりました。それから農業に関する東京電力の補償なんですけども、東京電力は保全管理期間については農業の対象とはしませんよということなんですけども、それ以降については今度風評被害に移行します。そういった意味で避難指示解除が2か月違いで、補償が1年増えるか増えないかで金額にするとほとんど倍差があるんですが、約1億5千万の金額になります。それが農家の皆様に入るか入らないかわるんです。そういう事で、もし町の方でどうしても6月に避難指示を解除したいという事であれば、東京電力の賠償の金額に見合う肩代わりできるかどうかその辺を確認して欲しい。それから私はあの避難指示解除区域、役場の、双葉町の業務開始に合わせても、避難指示解除が済んでからについてですけども、どうしても2か月早くしたいという事であれば、その2か月前を早めたい何かメリットがあるかどうか、国からの交付金が、国から出してる交付金があるよと、そのメリットがあるよというのであればそれは致し方ないと思うんですけども、何もメリットがないのであればやはり役場の業務開始8月下旬にあわせて避難指示解除にさせていただければと思っております。以上です。

(相楽農業振興課長)

農業振興課長の相楽と申します。よろしくお願ひいたします。今お話がありました、保全管理の部分、当初の説明、もしくは令和2年度3年度でも収支がマイナスになったという話を頂きましたが、この件につきましては町の町内組合、役員会等々で数回お話しさせてもらって、ご協議させていただいて、一旦、令和4年度からですね、一部補助制度の方を見直しをさせていただいたところでございまして、納得はいく内容ではないかもしれませんが、ご理解をいただきたいと思ひます。要望書の中にございしましたが、避難指示解除の時期を6月、本日の説明では6月以降と話してございしましたが、今までの話で8月以降から9月以降にさせていただけないかというお話いただいたと思ひますが。その時期、12月末の要望書のご回答を4月に申し上げさせていただいたところなんですけども、その要望書のご回答の中身では、この避難指示解除につきましては国の原子力災害対策本部、または復興自治区の復興指針概要において地元からの要望によりまず決定して、この決定は町民の皆さんが1日でも早く帰還したいという思いをくみ取って頂いていることから、町の避難指示解除の時期の延長の陳情というのは、控えさせていただきたいという事でご回答させていただいたところでございしますので、ご納得いただけないかもしれませんがご理解をお願いしたいと思ひます。

(伊澤町長)

今農業振興課長のほうからご説明させて頂きましたが、ここですごくお互いが納得いくような話し合いということも難しいので、個別にお話しをお聞きして、いろいろ対応していけるものは対応していきたいと思ひますので、一度精査させていただいてお話を加えさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

■（町民：男性 長塚行政区）

有害鳥獣についてお聞きしたいと思います。13 ページに、令和 3 年度町内で約 600 頭の捕獲をしたということで、これはこの地域内なんですか、それとも双葉町全域での数字なんですか？その辺と、それから最近ですね双葉に帰る際、サルの群れに遭遇することがありまして、その駆除ですとか、対策ですとか、というようなものがあるかどうかその点をお聞きしたいと思います。

（相楽農業振興課長）

農業振興課長の相楽と申します。まず一点目の令和 3 年度に 601 頭の有害鳥獣、イノシシやアライグマ、ハクビシンを捕獲したということで資料に書かせていただきましたが、601 頭につきましては帰還困難区域及び避難指示解除区域の合計でございます。もう一つの双葉インターを降りたときにサルの群れがいらっしゃるということでご指摘がございました。昨年 11 月頃に町政懇談会の時でもお話させていただいたんですが、現在福島県ですね、福島県ニホンザル管理計画というのが第 3 次復興計画になりますが、そちらに双葉町が追加されたというのがございまして、町では生息状況の調査を実施いたしまして、被害防止対策の策定を行っていくということが責務になっております。そのため令和 4 年度、令和 3 年度ということなんですけど、令和 4 年度、これからニホンザルの生息状況調査という事で、ご確認いただいたあと、この被害防止対策も策定し、策定したあとの流れになります。サルの方が駆除と言いますか、対策ですね、追い払いだったりとか侵入防止柵の設置であったり、専門家の必要に応じて専門家の助言とか指導をいただきながら、サルに対する取り組みを進めていくという事でしております。

■（町民：男性 羽鳥行政区）

ちょっとだけ聞きたいと思います。解除の時期についての考え方をお聞きしたいと思います。解除の時期はどうして、先ほども町長からのお話のように、最終的には皆の声を尊重しなおすという事でこの資料ですと 6 月以降と書いてあります。それでですね、やっぱり 1 日、私は決して解除については反対しているものではありませんし、進歩が進んでいるなということとっております。ただやはり何といても 1 日でも早く帰りたい、帰りたいという気持ちと、それから帰って色々サービス、整備もされてきているということは先ほどお話も聞きましたし、それからやっぱり安全だっという面での放射線に対しての取り組みは報告もあれしながら進んでいるんだなと聞いておりましたが、まず住むという方についてはやはり結論から言えば、やっぱり役場が戻って業務を開始する。そしてそれが何事かあっても、安心できる取り組みができるというふうに考えます。私としてはそういう意味では、6 月以降のいずれかという中に、やはり役場の業務開始がやはり解除の目安とするべきではないかな、というふうに私は思っております。いずれ議会というふ

うないろいろな相談もされるでしょうけど、一つそれは検討していただければと思います。以上です。

(伊澤町長)

はい、ありがとうございます。今の指摘は役場の仮設庁舎が再開して業務を再開する 8 月頃の時期が妥当だろうというふうなお考えだと思います。そのことにつきまして、避難指示解除の時期に関してははっきり明記しているものではありません、6 月以降という事でももちろん住民理解が一番だと思っておりますし、そういったことに関しては今後この後、まだ半分以上住民説明会が残っております。そういった中で住民の皆さんの色々なご意見質問をお伺いしながら方向性を決めていきたいと考えております。

■ (町民：男性 羽鳥行政区)

ちょっと細かいことで申し訳ないんですけども、資料の 17 ページ。拠点内及び解除区域に設置されている仮設トイレは、令和 5 年 3 月 31 日まで継続されますということなんですけど、3 月 31 日で廃止されるという事だと思うんですけども、私たち保全管理をやっている者について、休憩所もなく、トイレまで廃止されたらどんなところで用を足すんですか。保全管理の仕事の為にも仮設トイレは設置していただきたいなど、継続していただきたいと思うんですけど、どうでしょう。

(中野住民生活課長)

住民生活課長の中野です。今ほどの仮設トイレにつきましては、国から補助金をいただいて設置しているものでございます。その目的については、皆様、帰還困難区域それから拠点については帰還困難区域という位置づけではございますが、そのうえで一時立ち入りの為に設置しているという事でございます。そのため解除のタイミングで補助事業の方が終了という事ですので、今後は保全組合さんの方でご利用になられるという事であれば、営農再開支援事業の補助金の方でご利用していただくという事でお願いしたいと思います。その点については農業振興課長の方からご説明します。

(相楽農業振興課長)

農業振興課長の相楽です。今ほど住民生活課長のほうからお話があった通りなんですが、現在、ご説明で仮設トイレにつきましては、令和 4 年度末まで、令和 5 年 3 月 31 日までという事でございます。この点について営農再開支援事業の対象になっているという事でございますので、こちらの方でご利用いただければと思っております。なお拠点、休憩所ですか、休憩所とかにつきましては双葉町と個別相談させて頂きたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

(町民：男性 羽鳥行政区)

休憩所については各地区使える公民館もあると思うんですけども、なんか前なんかは公民館は社会共有の施設なので保全管理をされるときの休憩所には使えませんという、そういう担当者の話もあります。それでも、地区に合わせてそれぞれ調整いただきたいと思うんですけども。そういうことで昼休みもしないで作業するというのはどうなんでしょうか。

(相楽農業振興課長)

地区の公民館が使えないという事の担当のお話があったので、営農の例えば拠点、各営農組合、営農組合の施設の方を建てさせていただいて、町の方で地代ですね、そちらの方を表している状況になりますが 地区の公民館の方は、後日そのような話がでるかわかりませんが・・・。

(館下教育長)

教育長の館下でございます。地区長会という話が出たんですが、そこの方たちが、地区の公民館をそういった形で使いたいという報告はなかったのが実情でございます。それよりも、各行政区にある公民館、結局これを全部半壊している、半壊というような形で報告受けていました。それを行政区長の方とも情報共有させていただき、ほぼ解体の方向で進んでいたと思います。ですから、半壊で使うにはなかなか厳しいだろうと。要するに中を綺麗にしなければならず、農業振興課の方では公民館がすぐ使える状況ではないということで、すぐ解決にならなかったんだと思いますが、今後その辺の業務を含めて検討してまいります。ただ公民館の状況はそういう状況であります。半壊というふうに判定が出る以上「どうぞ使ってください」「暑いからエアコン入れてください」というわけにはいかないというのが現状です。さらに検討してまいりたいと思いますが、そこはそういう状況です。

■ (町民：男性 鴻草行政区)

実はこの説明は、復興再生拠点区域内の説明がほとんどだったんですが、鴻草地区というのは、拠点区域外という形になります。町内を走ってる町道については自由通行ですね。朝の6時から自由通行でそれ以外は許可をなくして自分の自宅にも入れない。墓地にも入れない。そういう状態になっているわけです。今後、一応10年というひとつの目安で担当者の方も頼んでいただいて1年延ばして11年ある。11年目に入る。学校までは復興再生、農地除染等については考えられるという事ですが。今後この状態で終わりなのか、あとはどうぞ自分たちでやってくださいっていう形になるのか、その辺をちょっと今後の方向性をお聞きしたいと思います。以上です。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

ご指摘ありがとうございます。拠点外の話は午後にもしっかりとまたご質問受けてしっかりご回答したいと思います。今のご質問に関して申し上げます。除染はしっかりやらせて頂きたいと思っています。ご帰還される住民のお声を第一に、そこを中心にして、特に道路をしっかりとやっていく形にできればと思っています。常に伊澤町長が仰ってる場所、まさにその通りだと思います。道路は住民のご帰還、利便性含めて必要だと思います。道路を除染する際には、これまで拠点の中なんかもそうでしたけども、道路の周辺も当然ながら線量下げていくというふうなことをしていく形になろうかと思っています。またこれも昨日申し上げましたけれども立ち入り規制の所に関しては、まさに今回双葉町復興拠点の立ち入り規制緩和をやったうえで非常に復興がスムーズにいったというような話も聞いております。もし住民の方々のご意向があればですね、線量が低い所であるということが大前提でありますけれども、立ち入り規制緩和は、是非した方がいいんじゃないかというふうに思っております。住民の方々のお気持ちを第一に、そのうえでしっかりとやらせていただくというところで進めていければと思います。どの住民説明会行っても自分の家、お墓に許可をもらって入るという事が我慢ならない、というようなご指摘、常日頃頂いております。本来、立ち入り規制、避難指示というのは線量が高い所を住民の皆様の安全を確保するという観点からかけているというところでスタートしてます。ただ、この11年本当に長く時間がかかってしまいましたけども、11年経過して線量が低くなっているところもございます。そこに避難指示があるゆえに我々もバリケードを張らざるを得ないというところに、果たしてこれでいいのだろうかとか自問自答しながら過ごしています。住民の皆様のお声がいただければ、是非立ち入り規制緩和も住民の安全を第一に考えたうえでさせて頂いて、許可を取らずに入っていくというふうなことをどんどん実現できないだろうかというふうなことも考えています。ただこれは何よりも住民の方々のお考え、お気持ちと町、町長などの考えが第一と思っています。半分私の想いみたいな形になってはいますが、なるべく住民の方々のご負担、ご不便をかけないような方向にするために我々になにができるかとそれを第一に考えていきたいというふうに思っております。

■ (町民：男性 下条行政区)

私は中間貯蔵地の予定地内に入っている不動産がいっぱいある。それで町長にお聞きしたいんですけども、双葉町で中間貯蔵地の予定地内での課題？それ町のせいなんですけども、●●●●の道路ね。あそこ農道で田んぼを潰してやったんですけども、あそこまで中間貯蔵地だっでご存じですか。それと町長にひとつ。町長が双葉中間貯蔵の首謀者ですから、町長さんの考えを工事までやっでご存知でした？なぜ聞くかという町長はこれまで我々地権者を六つの地域で一言も地域の地権者の方に説明責任を果たしていません。それで今言ったようにどこまで線引きがあるのか、境とか。私はわかりません。あそこはたまたま通ったならば、農道にダンプは通る。それで、道路、あそこまで中間貯蔵の予定地だっ

て。それ町長ご存知でした？ 貴方が執行して、中間貯蔵を決めたんだ。

(伊澤町長)

今、ご指摘しましたその道路、農道っていうのが●●●●さんの前の道路ということですか。場所をどこを言ってるのか聞き取れないんですけど。●●●●さんの脇の道路のことを今仰ってますか。●●●●さんの脇のところで郡山に行く道路がありますよね。あの道路のことを言ってるんですか。その道路に関しましては農道と仰いましたけども、これ町道です。区域にも入っている場所になっています。それと線引きの話ですけども、これは住民説明会を何回かさせていただいたときに、その場所も設定に関しては住民の皆様説明をさせていただいておりますので、一度私が勝手にやったということではなくて、そういうふうな話はさせて頂いております。更に中間貯蔵施設内の地権者の皆さんには環境省、特に国の環境省ですけども、皆さんに理解がなく制度を進めていくということはありません。皆さんにしっかりと理解をしていただいで、ご協力をいただくということで進めた事業になります。これは私の独断でやったということではありませんし、持ち主の方の権限、権利っていうのを町がいくらそういう方向性を示したとしても、これ勝手にできるわけにはいきません。おかげさまで双葉町内の5㎢の民有地に付きましては約90%以上のご理解をいただいで、買収あるいは、地上権設定ということで今進められてるといふふうに報告があります。

(町民：男性 下条行政区)

それについて中間貯蔵施設について、今言ったように私は不動産があるんで、何が何でもできません。そしてそれからね、戻らなければ今住んでるところと、双葉で持ってる不動産、これ税金かかります。二重課税になってます。先ほども話した貯蔵地域の場合は、地域の私の責任ですから。そしたら処分しなくちゃならない。これにかかる税金もなくなったら、いわゆる私も中間貯蔵に入るとこは30年は何もできないですよ。それにも町は税金も同じにしますか。

(伊澤町長)

お持ちの土地、中間貯蔵施設内の土地の税金、避難指示解除後のいわゆる固定資産税になりますけども、自分が納得してないのに避難指示解除して、そういったときに税金がかかるのがおかしいでしょというのがお話だと思いますが、帰還困難区域に入っておりますので税金がかかるという事はございません。

(町民：男性 下条行政区)

説明しないのはおかしいでしょ。これなんぼほどかかるんですか。

(伊澤町長)

税金は帰還困難区域に入っている土地に関しましてはかからないという事です。

(町民：男性 下条行政区)

はい。はい。

■ (町民：男性 新山行政区)

今日はですね、初めて住民説明会に参加させていただきました。今日は国が町のために大勢の担当者の方がこんなところで説明に来ていただいて、本人としては感謝しております。今の説明、質問ですが、個々の願いは皆あると思います。専門的な質問もしてるようです。しかしですね、これだけ大勢の皆さんが自分の言いたいことを質問してではですね今日一日で終わらないと思います。私は双葉町の、最終的にですね、全町、町が帰れるようになるにはまだまだ10年以上かかると思っております。ですから自分でいろいろと質問したい方は、今ですね、まだまだ時間はありますから、自分の支持してる地方議員さんもいるでしょう。そういう人をお願いして、そして議会やなんか話をしていってですね、それで一つ一つ大切にしていってもらったらいと思います。ここに町長さんもおいでです。私はですね、最終的に大熊町と双葉町は福島県内、県外からの除染土を全面的に受け入れてるわけですから、どうか今後ですね大熊町と双葉町は他の町村とは違います。そこはしっかりと国の方も受け止めていただいて、何らかの方法でこの大熊町と双葉町の町民にですね、還元していただければ有難いと思っております。最後に国と県と町と一緒にあって、これからますます復興に力を入れていただければと思います。以上です。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

ありがとうございます。まさに仰られた通りでして、大熊町、双葉町の住民の皆様にも中間貯蔵を受け入れていただいたおかげで、福島県内の除染土を運び込むことができ、福島全体の復興を進んだというふうに本当に思っております。あの時の両町のご決断がなければ、ここまでの福島の復興はなかったんだと思います。そういう意味では我々常に感謝をしていますし、本当にそれがなければここまでいかなかったと思っています。特に双葉も住民の帰還はこれからだと思います。やっとうこういう住民説明会ができていますけども、双葉町の復興は国の責任でしっかりやることになります。これは常に町長も考えております。双葉町の復興なくして最後終わらないと、他の町もちろんそうですが、そうだと思います。色々なご質問があって我々が気付かないところもたくさんあります。一つ一つ仰っていただかないと分からない所もありますので、それを全部いただいて、とにかく解決に向かって走っていくのを、とことんやらせていただきますので、遠慮なくご指摘をいただければと思います。また議会の場でもいろんなご意見を頂きます。まさに議員の先生方からもまた頂くような機会、それもあるかと思っております。ぜひよろしく願います。

たします。

(伊澤町長)

まさに仰ったような話を国の先生方、大臣、我々が中央要望に行ったときに必ず話をさせていただいております。これなんでそういうふうに言えますかと言うと、この状況が、政治家の先生が何年か経つとその担当大臣が変わる。国の皆さんも何年かで変わる。分かっている人間が残念ながら大熊の町長が勇退されましたので、私しか残ってないと。その時の状況をしっかりと話をさせていただいて、どれだけ大変な思いで住民の皆さんに協力いただいたのか、福島復興、浜通りの復興、福島県内が復興しているのは双葉町と大熊町の皆さんのご理解のうえだということは、常々話をさせていただいています。そういう大変な思いで受けた中間貯蔵施設のこの双葉町の住民の皆さん、双葉町に対して国がしっかりと責任をもって復興をさせるというのは当たり前のことですよ。さらには大熊、双葉の皆さんには大変な思いを、苦渋の思いをさせている。そういったことに関して大熊と双葉のためになんか国として対応を考えていただけないかという事は、常々申し出させていただいております。仰ったような気持ちで私も国の先生方にも常々言わせていただいておりますが、なかなかこういうふうな名案と言いますか、こういうふうにしたらいんじゃないかというのが出てこないというのが現状ですが、ここは我々も11年も我慢しているわけですから、諦めることなくその成果を出せるためにしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

■ (町民：男性 下条行政区)

賠償のことについてお伺いします。皆さん一緒だと思うんですけども、最初に700万っていうのを東電から皆さんもらったと思うんですけど。それより我々は解除された場合にこれは帰還困難区域ですね、区の。これが解除されたら帰還困難区域じゃなくなる。そうした場合に、解除された場合にその700万を最初に貰った700万をね、それを困難区域じゃないですからね、解除されてるから。そうした場合にある訴訟では、その裁判では減額して支払ってるからね。だからこれを考えると、これは700万に対して解除される場合には当然余計に払ってるんですから、それを一部返還してくださいということ。そうした場合に皆さん困難、解除区域の世帯、その人が対象になってましたよ。

(町民：男性)

何が言いたい。もう12時だよ。

(伊澤町長)

今仰った帰還困難区域に対する賠償のお話ですが、これは避難指示解除になって帰還困難区域でなくなったからその賠償の一部を東京電力に帰さなくちゃならないんじゃないか

という話ですが、それはありません。返さなくていいです。更には今全国で双葉町民の方も参加している東京電力に対する原子力被災者の裁判、ご存じだと思いますが、3月5日、9日、最高裁第二、第三小法廷で東京電力の上告を不受理、簡単に言いますと高等裁判所で決まった判決が確定した。その中身につきましては私が聞き及んだところによりますと、精神賠償とふるさと損失損害、特にふるさと損失損害に関して、今まで中間指針でやっていた額より高い額の決定が出されたと、よって原告の皆さんにそのいわゆる東京電力で出した賠償が少ないというふうな判断から判決が確定をしたと。町としましては今年3月25日にすかさず東京電力復興本社の高原代表を呼びまして、町民の皆さんも同じなんで原告側の人達だけではなくて、被災をした住民の皆さん全てに水平展開するように、そういうふうな要求をさせていただいております。更には県でも内堀知事を筆頭にそういう要望をしておりますし、今月の25日には双葉町町村会でもその要求をします。更には先週ですが、原子力所在4町協議会、双葉、大熊、富岡並びに楡葉町で東京に要望に行った折には、東京電力の小早川社長、さらには経済産業省の萩生田大臣にその要望をさせていただいております。その結果国としては自由民主党の東日本復興加速化本部では、原子力損害賠償紛争審査会、いわゆる原賠審に中間指針の見直しに対する検討を始めるような指示があったというふうに伺っております。そういったことで、こういった賠償に関しても少しずつ動き出てきたのかなという事を改めてご報告させていただきます。

9 閉会